

青森県報

第百五十六号

令和二年
五月十三日
(水曜日)

青森県訓令甲第二十八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県元気な地域づくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を次のように定める。

令和二年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県元気な地域づくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県元気な地域づくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任並びに専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十三条の規定により、地域県民局長に、令和二年度青森県元気な地域づくり支援事業費補助金交付要綱(令和二年四月八日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する事務を処理する権限を委任する。

(委任事務の指示)

第三条 地域県民局長は、前条の規定により委任された事務のうち、重要又は異例と認めるもの及び知事が別に指定するものについては、知事の指示を受けて処理しなければならない。

(委任事務の専決)

第四条 地域県民局長の地域連携部長は、第二条の規定により地域県民局長に委任された事務を専決する。

2 前項の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事項については、地域県民局長の決裁を受けなければならない。

3 第一項の規定により専決した事項のうち、地域県民局長から指示を受けた事項及

目 次

訓 令

○青森県元気な地域づくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程……………	(地 域 活 力 振 興 課) …… 一
○青森県新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程……………	(同) …… 二

告 示

○生活保護法による医療機関の指定……………	(健 康 福 祉 政 策 課) …… 三
○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………	(同) …… 三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) …… 三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………	(障 害 福 祉 課) …… 三
○保安林の指定解除……………	(林 政 課) …… 四
○県営土地改良事業計画の決定……………	(農 村 整 備 課) …… 四

訓

令

び比較的重要な事項については、その概要を地域県民局長に報告しなければならない。

(委任事務の代決)

第五条 前条第一項の規定による専決事項については、地域県民局の地域連携部長が不在のときは、あらかじめ地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がその事務を代決する。

2 重要又は異例に属する事項及び地域県民局の地域連携部長があらかじめ指示した事項については、前項の規定にかかわらず、代決することができないものとする。ただし、急施を要するもので地域県民局の地域連携部長の承認を得たものについては、この限りでない。

3 第一項の規定により代決した事項については、速やかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易なもの及びあらかじめ地域県民局の地域連携部長の指示したものについては、この限りでない。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第二十九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程を次のように定める。

令和二年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任並びに専決及び代決に関し必要な事

項を定めるものとする。

(事務の委任)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十三条の規定により、地域県民局長に、令和二年度青森県新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金交付要綱(令和二年四月二十七日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する事務を処理する権限を委任する。

(委任事務の指示)

第三条 地域県民局長は、前条の規定により委任された事務のうち、重要又は異例と認めるもの及び知事が別に指定するものについては、知事の指示を受けて処理しなければならない。

(委任事務の専決)

第四条 地域県民局の地域連携部長は、第二条の規定により地域県民局長に委任された事務を専決する。

2 前項の規定による専決事項のうち、重要又は異例に属する事項については、地域県民局長の決裁を受けなければならない。

3 第一項の規定により専決した事項のうち、地域県民局長から指示を受けた事項及び比較的重要な事項については、その概要を地域県民局長に報告しなければならない。

(委任事務の代決)

第五条 前条第一項の規定による専決事項については、地域県民局の地域連携部長が不在のときは、あらかじめ地域県民局長の承認を得て地域連携部長が指定する職員がその事務を代決する。

2 重要又は異例に属する事項及び地域県民局の地域連携部長があらかじめ指示した事項については、前項の規定にかかわらず、代決することができないものとする。ただし、急施を要するもので地域県民局の地域連携部長の承認を得たものについては、この限りでない。

3 第一項の規定により代決した事項については、速やかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易なもの及びあらかじめ地域県民局の地域連携部長の指示したものについては、この限りでない。

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
あいづ皮膚科クリニック	弘前市大字中野一丁目二の五	令和 二・三・四
ひろさき糖尿病・内科クリニック	弘前市大字城東北四丁目四の二〇	二・四・一
いちい薬局弘前北横町店	弘前市大字北横町五〇の二	〃
磯木薬局 岩木店	弘前市大字真土字勝劔林三三四の四	〃

青森県告示第百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和二年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
イナムラ歯科医院	南部町大字下名久井字如来堂六の一〇	令和 二・六・一

青森県告示第百九十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
あいづ皮膚科クリニック	弘前市大字中野一丁目二の五	令和 二・三・四
いちい薬局弘前北横町店	弘前市大字北横町五〇の二	二・四・一

青森県告示第百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和二年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
訪問看護ステーションおはな	八戸市新井田西三丁目一八の四 リ パースワンD	令和 二・五・一
いちい薬局弘前北横町店	弘前市大字北横町五〇の二	〃

青森県告示第三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和二年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
つがる市木造越水長谷川一九一の四
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 保安林解除の理由
道路用地とするため

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、館幹線排水路地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（耕作条件型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和二年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年五月十四日から同年六月十日まで
- 三 縦覧の場所
八戸市役所

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円